

大阪・夢洲地区特定観光施設設置運営事業環境影響評価方法書

上記方法書を5月2日から縦覧に供し、意見書を6月15日まで受け付けるという。いわゆる夢洲での大阪 IR カジノの環境アセスが、こんなに早く実施されるとは考えていなかった。想定外の動きであり、この点から指摘しておきたい。

大阪 IR カジノ誘致計画の国への認定申請と同じ4月27日に、大阪市から上記アセスについて発表された。これから7人で構成される審査委員会で計画が審査され、国交相が認可する。認可された場合、大阪府と大阪 IR 株式会社は実施協定の認可申請、立地協定を締結する。また、大阪市と同会社は事業用定期借地権設定契約を締結して、夢洲での IR 建設工事が実施される。まだ国の事業認可もされていない段階で、事業予定地の環境アセスを事前に実施してよいのだろうか。本来なら、アセスを終えてから、国の認可がなされるべきではないのか。方法書のなかで、想定工事開始は2023年度春～夏頃とされており、それに間に合わせるスケジュール優先のアセスではないか。まずは、この点を指摘しておいて、方法書について簡単にコメントしておきたい。

・方法書は1 事業計画、2 対象事業を予定している区域及び周囲の概況、3 事業計画に反映した環境配慮の内容、4 環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法、5 環境の保全及び創造の考え方、6 特定届出の種類、113 ページで構成されている。うち2の区域及び周辺の概況が全体の半分近くを占める。

・事業計画のなかで注目されるのが、夢洲1区で計画される太陽光発電設備である。具体的な利用範囲・面積は、大阪府・市、大阪広域環境施設組合及び事業者による今後の協議により決定される。これについては環境影響評価を対象とした調査・予測・評価は行わないとしている。(P87) 「SDGs の達成に貢献するサステナブルな IR をめざす」(P16)とするが、売上の8割を占めるカジノはSDGsに反するのではないのか。工事計画やアクセスなどで、万博やインフラ工事については調整するなど書かれているが、夢洲4区で操業しているコンテナターミナルを中心にした物流機能については、ほとんど触れていない。方法書の大きな問題点だと指摘しておく。

・全体の半分近くを占める予定区域及び周囲の概況は、統計資料などの羅列に終わっているが、生物多様性ホットスポットの図(P58)に注目。IR 予定区域の夢洲、とりわけ2区について、「埋立履歴」などを示すべきでないか。大阪市から入手した資料によると、大阪 IR 会社は独自にボーリング調査などを行い、大阪市に土地対策に対する負担を求めてきた。こうした会社による先行調査の結果を方法書にも示すべきではないか。隣接地で先行して実施されている万博アセスの成果を方法書に反映させるべきである。

・2月15日に締結された「基本協定書」第13条の2には、次のように書かれている。「SPC(大阪 IR 株式会社)は、本件 IR 施設の建設及び整備に当たり、本件土地に係る地中障害物の撤去、土壌汚染対策及び液状化対策(土地課題対策)を自ら実施するものとし、市は、当該土地課題対策の実施に実務上合理的な範囲内において最大限協力するものとする。」大阪 IR 株式会社は自ら実施する土地課題対策は、本環境アセス、とりわけ方法書とどのように関わるのか。環境アセスの対象・範囲として明確にしていきたい。

・3の事業計画に反映した環境配慮の内容は、埋立地である夢洲特有の土地(土壌)問題との関連に注目。多くの項目で、夢洲特有の問題に環境配慮されているとは言い難い。長期にわたり影響を及ぼす夢洲の環境アセスであり、方法書の抜本的見直しを求めたい。

(2022年5月11日)